

賃金引上げに係る事業者支援策一覧 (R.10.19時点)



制度名称	内容	賃上げ要件等	問い合わせ
県 賃上げに向けた収益力強化補助金 現在は募集終了	令和8年春に賃上げを行い、生産性向上や収益力強化の取り組みを行う中小企業・小規模事業者等を支援する制度 〈補助上限〉 600万円 〈補助率〉 小規模事業者 3/4 中小企業 2/3 〈対象経費〉 施設等整備費、機械導入費、システム構築費、広告宣伝費、商品開発費 等	いずれかを満たすことが 申請要件 ① R.1.1～R.8.30までの間に、平均給与をR.12と比較して 4%以上増加 ② R.7.1～R.8.30までの間に、平均給与をR.6.12と比較して 8%以上増加	石川県賃上げ事業者支援センター 0120-500-912
国 業務改善助成金 R.8.9/1～10/2	事業場内で最も低い賃金を引き上げ(50円以上)、生産性向上のための設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等を支援する制度 〈補助上限〉 30～600万円 〈補助率〉 最大4/5 〈対象経費〉 機械導入費、専門家経費 等	事業者内最低賃金が令和8年度域別最低賃金未満であり、事業者内最低賃金を 50円以上 引き上げることが 申請要件	業務改善助成金コールセンター 0120-366-440
県 業務改善助成金への上乗せ補助 随時受付中	国の業務改善助成金の自己負担の1/2を県が上乗せ支援 〈補助上限〉 100万円 ※国と合わせて 最大700万円 〈補助率〉 1/2 ※国と合わせて 最大9/10 ※国の業務改善助成金の受給後、県上乗せ補助に申請可能	事業者内最低賃金が令和8年度域別最低賃金未満であり、事業者内最低賃金を 50円以上 引き上げることが 申請要件	石川県賃上げ事業者支援センター 0120-500-912
国 小規模事業者持続化補助金(通常枠) 20次:R.11/5～12/15	生産性向上や販路開拓の取り組みを行う小規模事業者等を支援する制度 〈補助上限〉 50万円 ※賃上げ特例を満たす場合、 150万円上乗せ 〈補助率〉 2/3 ※賃上げ特例のうち赤字事業者は3/4 〈対象経費〉 機械導入費、広告宣伝費、商品開発費 等	以下を満たせば、 補助額を引上げ ・従業員1人あたりの給与支給総額が年平均3.0%以上増加	<商工会議所地区> 最寄りの商工会議所 <商工会地区> 最寄りの商工会
国 デジタル化・AI導入補助金(通常枠) 6次:R.8.9/30～10/30	IT導入による業務効率化・DX推進の取り組みを行う中小企業・小規模事業者等を支援する制度 〈補助上限〉 450万円 〈補助率〉 1/2 ※賃上げ要件を満たす場合、 2/3に引上げ 〈対象経費〉 ITツール導入費、クラウド利用料 等	以下を満たせば、 補助率を引上げ ・R.6.10からR.7.9の間の3カ月以上、R.7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員数の30%以上である場合	デジタル化・AI導入事業コールセンター 0570-666-376 050-3133-3272
国 中小企業省力化投資補助金 [カタログ型] 随時受付中 [一般型] 第9回:R.11月上旬(予定)～12月下旬(予定)	売上拡大や生産性向上のための省力化投資を行う中小企業等を支援する制度 [カタログ注文型] 付加価値向上等に効果的な「汎用製品」をカタログから選択 〈補助上限〉 ・従業員5名以下 500万円 ※賃上げ要件満たせば 750万円 ・従業員6～20名 750万円 ※賃上げ要件満たせば 1000万円 ・従業員21名以上 1000万円 ※賃上げ要件満たせば 1500万円 〈補助率〉 1/2 [一般型] 現場や事業内容に応じた多様な省力化投資を補助 〈補助上限〉 ・従業員5名以下 750万円 ※大幅賃上げで 1000万円 ・従業員6～20名 1500万円 ※大幅賃上げで 2000万円 ・従業員21～50名 3000万円 ※大幅賃上げで 4000万円 ・従業員51～100名 5000万円 ※大幅賃上げで 6500万円 ・従業員101名以上 8000万円 ※大幅賃上げで 1億円 〈補助率〉 ・中小企業 1/2 ※大幅賃上げで 2/3 ・小規模事業者等 2/3	[カタログ注文型] 以下2点を補助事業期間終了時点で達成すれば、 補助額を引上げ ・事業場内最低賃金を 3.0%以上増加 ・給与支給総額を 6%以上増加 [一般型] ① 以下を満たす事業計画の策定・達成が 申請要件 ・従業員1人あたり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%以上増加 ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の 最低賃金+30円以上の水準 ② 以下を満たせば、 補助額引上げ ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率を 2.5%以上増加 （合計で年平均成長率を 6.0%以上増加 ） ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の 最低賃金+50円以上の水準	中小企業省力化投資補助事業コールセンター 0570-099-660 03-4335-7595
国 ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 現在は募集終了 (23次:R.8.4/3～5/8)	生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発等のための設備投資等を行う中小企業・小規模事業者等を支援する制度 [製品・サービス高付加価値化枠] 〈補助上限〉 ・従業員5名以下 750万円 ※大幅賃上げで 850万円 ・従業員6～20名 1000万円 ※大幅賃上げで 1250万円 ・従業員21～50名 1500万円 ※大幅賃上げで 2500万円 ・従業員51名以上 2500万円 ※大幅賃上げで 3500万円 〈補助率〉 ・中小企業 1/2 ※最賃引上げで 2/3 ・小規模事業者等 2/3 〈対象経費〉 機械・システム構築費、専門家経費、外注費 等	① 以下を満たす事業計画の策定・達成が 申請要件 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、 ・従業員1人あたり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%以上増加 ・事業所内最低賃金が、毎年、都道府県の 最低賃金+30円以上の水準 ② 以下を満たせば、 補助額引上げ ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率を 2.5%以上増加 （合計で年平均成長率 6.0%以上増加 ） ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の 最低賃金+50円以上の水準	ものづくり補助金事務局サポートセンター 050-3821-7013

	制度名称	内容	賃上げ要件等	問い合わせ
補助金・助成金	国 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金 1次:R8.6/29～10/30	技術的革新性のある製品・サービス開発や異なる新市場・高付加価値事業への進出のための設備投資等を行う中小企業等を支援する制度 [革新的新製品・サービス枠] (補助上限) ・従業員5名以下 750万円 ※賃上げ特例満たせば 850万円 ・従業員6～20名 1000万円 ※賃上げ特例満たせば 1250万円 ・従業員21～50名 1500万円 ※賃上げ特例満たせば 2500万円 ・従業員51名以上 2500万円 ※賃上げ特例満たせば 3500万円 (補助率) ・中小企業 1/2 ※賃上げ特例適用で 2/3 ・小規模事業者等 2/3 (対象経費) 機械・システム構築費、専門家経費、外注費 等 [新事業進出枠] (補助上限) ・従業員20名以下 2500万円 ※賃上げ特例満たせば 3000万円 ・従業員21～50名 4000万円 ※賃上げ特例満たせば 5000万円 ・従業員51～100名 5500万円 ※賃上げ特例満たせば 7000万円 ・従業員101名以上 7000万円 ※賃上げ特例満たせば 9000万円 (補助率) 1/2 ※賃上げ特例適用で 2/3 (対象経費) 機械・システム構築費、専門家経費、外注費 等	① 以下を満たす事業計画の策定・達成が 申請要件 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、 ・従業員1人あたり給与支給総額の年平均成長率を 3.5%以上増加 ・事業所内最低賃金が、毎年、都道府県の 最低賃金+30円以上の水準 ② 以下を満たせば、 補助額引上げ ・1人あたり給与支給総額の年平均成長率を2.5%以上増加(合計で年平均成長率 6.0%以上増加) ・事業所内最低賃金が事業実施都道府県の 最低賃金+50円以上の水準 ③ 以下を満たせば、 補助率引上げ ・R6.10からR7.9の間の3ヵ月以上、 R7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員数の30%以上 である場合	新事業進出・ものづくり商業サービス補助事業 コールバック予約システム https://shinjigyou-monodukuri.reserve-apps.com/callback/resv/apply/
	国 キャリアアップ助成金 随時受付中	非正規雇用労働者(有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等)の処遇改善の取り組みを行う事業主に対する助成制度 [賃金規定等改定コース] 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定・適用した事業主に、以下の額を助成 3～4%未満 4万円 4～5%未満 5万円 5～6%未満 6.5万円 6%以上 7万円 ※1人あたりの助成額 ※1年度1事業所あたりの申請上限人数は100名		石川労働局 076-265-4428
	国 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)	事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げ等に取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援する融資制度 【限度額】 7.2億円 【期間】 設備資金 20年 (据置2年)、運転資金 10年 (据置2年) 【金利】 公庫所定の利率		日本政策金融公庫 金沢支店 中小企業事業 076-231-4275
融資	国 賃上げ貸付利率特例制度	公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除する制度		日本政策金融公庫 金沢支店 中小企業事業 076-231-4275 国民生活事業 0570-045-202
	県 地域商工業活性化融資(人材確保支援分)	「給与支給総額/全従業員数」を、前年同時期比較で4%以上増加した事業者向けの融資制度 【限度額】 5000万円 (特認2億円) 【期間】 15年 (据置2年) 【金利】 2.4% (保証協会の保証付き2.0%) 【保証料】 保証協会が定める率(0.41%～1.43%)		石川県信用保証協会 県内金融機関 商工会議所・商工会
税制	国 賃上げ促進税制	事業者が一定率以上(前年度比+1.5～6%)の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税等から税額控除する制度 大・中堅企業：全雇用者の給与等支給額の増加額の 最大30% を税額控除 中小企業：全雇用者の給与等支給額の増加額の 最大35% を税額控除		税制サポートセンター 03-6281-9821
	国 固定資産税の特例措置	生産性向上や賃上げに取り組む事業者が、市町から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備に対し、償却資産にかかる固定資産税の特例措置が受けられる制度 ・雇用者給与等支給額が1.5%以上増加することを表明した場合は、課税標準を 3年間1/2 に軽減 ・雇用者給与等支給額が3.0%以上増加することを表明した場合は、課税標準を 5年間1/4 に軽減		<税制サポートセンター> 03-6281-9821 <先端設備等導入計画> 各市町

※令和8年10月19日時点の国や県（関係団体含む）の主な支援策をまとめた一覧です。支援メニューの詳細や最新の情報は、各連絡先までお問い合わせください。

各種支援制度の総合窓口はこちら

石川県賃上げ事業者支援センター

0120-500-912（10～17時）

※土日・祝日を除く

電話による対応だけでなく、以下の支援機関や専門家と連携した対面形式での伴走支援を行います。

商工会議所・商工会などの支援機関では、賃上げに関する相談対応・各種支援制度の活用サポートを行っています。

商工会議所：金沢076-263-1151、小松0761-21-3121、七尾0767-54-8888、輪島0768-22-7777、加賀0761-73-0001、珠洲0768-82-1115、白山076-276-3811

商工会：能美市076-204-6815、山中076-204-6816、川北町076-204-6817、美川076-204-6818、鶴来076-204-6819、白山076-204-6820、野々市市076-204-6821、かほく市076-204-6822、森本076-204-6823、津幡町076-204-6824、内灘町076-204-6825、羽咋市076-204-6829、富来076-204-6830、志賀町076-204-6831、宝達志水町076-204-6832、能登鹿北076-204-6833、中能登町076-204-6836、門前町076-204-6854、穴水町076-204-6855、能登町076-204-6856

石川県産業創出支援機構076-267-1244、石川県よろず支援拠点076-267-6711、石川県信用保証協会076-222-1550、石川県中小企業団体中央会076-267-7711

賃上げに取り組む事業者は、**専門家派遣制度（石川県経営力強化総合支援アドバイザー派遣）**もご利用いただけます。**中小企業診断士や経営コンサルタント等の専門家**による相談・アドバイスを、**無料で・何度でも受けられます。**

相談体制